

参 考 資 料 目 次

1. 中央教育審議会への諮問	49
2. 新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について(答申) (平成15年3月20日中央教育審議会)(抄)	52
3. 第4期中央教育審議会委員名簿	56
4. 中央教育審議会教育振興基本計画特別部会委員名簿	57
5. 中央教育審議会における審議の経過	58
6. 他の審議会等の議論を踏まえて提出された意見	
(1) 教育振興基本計画に盛り込むべき「科学技術関係人材の育成・確保」に関する 施策について(平成19年5月10日科学技術・学術審議会人材委員会柘植綾夫 主査提出資料)	60
(2) 教育振興基本計画の在り方について―「大学教育の転換と革新」を可能とする ために―(平成20年2月8日中央教育審議会大学分科会関係委員提出資料)	63
7. 国民からの意見募集等の状況について	69
8. 教育の現状について	
(1) 社会の変化に関する基本データ	
(ア) 我が国の人口構造の推移	70
(イ) 年少人口割合の推移と将来見通し	70
(ウ) 15歳以上就業者数の産業別割合	71
(エ) 家族類型別一般世帯数の推移	71
(オ) インターネットの普及状況	72
(カ) 外国人入国者数の推移	72
(キ) 主要国の名目GDPシェアの推移予測	73
(2) 学校・学生に関する基本データ	
(ア) 学習人口の現状	74
(イ) 学校数	74
(ウ) 在学者数等	75
(エ) 諸外国の在学者数の構成	75
(オ) 教員数	76
(カ) 入学者数	76
(キ) 卒業者・修了者数	77
(ク) 就学率・進学率	77

(3) 教育財政に関する基本データ

(ア) 各国のGDP, 一般政府総支出の対GDP比, 一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合	78
(イ) 教育投資における公財政支出の対GDP比の現状	78
(ウ) 一人あたり公財政支出及び公私負担割合の現状	79
(エ) 国家財政及び地方財政に占める教育関係費の状況	79
(オ) 教育財政全体に占める国の教育関係費と地方の教育関係費の状況	80

(参考)

教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—(平成12年12月22日)

(抄)	81
教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)	82

13文科生第640号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 教育振興基本計画の策定について
- 2 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

平成13年11月26日

文部科学大臣 遠山 敦子

(理由)

戦後、我が国の教育は、教育の機会均等の理念の下に、その普及、量的拡大と教育水準の向上が図られ、我が国の経済、社会の発展に大きく寄与してきた。しかしながら、東西の冷戦構造の崩壊後、世界規模の競争が激化する中で、我が国の経済、社会は時代の大きな転換点に立っている。このような厳しい状況の中で、21世紀に向けて、我が国が果敢に新しい時代に挑戦し、国際社会の中で発展していくためには、国の基盤である教育を改革し、新しい時代にふさわしい人材を育成することが急務の課題となっている。

一方、教育の現状を見ると、子どもたちの問題行動や不登校などの深刻な状況、社会性や規範意識の希薄化、過度の画一主義などによる個性・能力に応じた教育の軽視など、教育全般について様々な問題が生じている。また、経済、社会のグローバル化、科学技術の進展、地球環境問題の重要性の高まり、少子高齢化、男女共同参画社会や情報ネットワーク社会の到来など、社会の大きな変化に対応した教育が求められている。

21世紀において、我が国が明るく豊かな未来を切り拓いていくためには、社会の存立基盤である教育について、この新しい時代における在り方を考え、その改革、振興を着実に推進していくことが何よりも重要である。このため、これからの教育の目標を明確に示し、それに向かって必要とされる施策を計画的に進めることができるよう教育振興基本計画を策定するとともに、すべての教育法令の根本法である教育基本法の新しい時代にふさわしい在り方について、総合的に検討する必要がある。

I 教育振興基本計画の策定について

1 教育は、子どもたち一人一人に確かな学力を身に付け、豊かな心をはぐくみ、自らの能力を最大限に発揮して自己実現を図るために重要であるとともに、社会や国の将来を左右するものであって、我が国が活力ある国家として発展していくためには、国家百年の計たる教育の振興が不可欠である。このため、国は、中・長期的視野に立ち、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、「人材・教育大国」の実現に取り組むことが強く求められている。

昨年12月の教育改革国民会議の報告においても、このような考え方にに基づき、教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画の策定について提言されており、新しい時代にふさわしい教育を実現するという観点に立ち、教育振興基本計画を策定し、教育改革や教育基盤の整備を推進していく必要がある。

教育振興基本計画においては、政府として、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けてどのように教育を振興し、改革していくかを明らかにすることが重要である。このため、計画には、中・長期的な教育の目標や教育改革

の基本的方向とともに、それを実現するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策や必要な教育投資の在り方、国、地方公共団体の役割等について明らかにする必要があると考える。

また、このような教育振興基本計画の策定は、教育に関する施策の体系化や整合性の確保とともに、教育財政の充実にも資するものであり、さらに政策の適切な評価という観点からも重要である。

2 教育振興基本計画の策定に当たっては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項について検討する必要があると考える。

第一に、教育に関する施策の基本的な方針として、教育の目標やその目標を実現するための教育改革の基本的方向等について検討する必要があると考える。

第二に、その目標を達成するために、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策として、例えば、以下のような事項について、国民に分かりやすい具体的な政策目標を示すとともに、それを実現するための主要な施策について検討する必要があると考える。

- (1) 初等中等教育の教育内容等の改善，充実
- (2) 教員の資質向上と学校運営の改善
- (3) 高等教育の整備，充実
- (4) 家庭，地域の教育力の向上
- (5) 教育の情報化，国際化・国際交流の推進など

第三に、総合的かつ計画的に教育施策を推進するために必要な教育投資の在り方についてである。教育に対する投資は、我が国の活力ある健全な発展に不可欠な社会的基盤の形成に寄与するものであり、望ましい教育投資の在り方について検討する必要があると考える。

第四に、計画の推進に関して、政府及び地方公共団体の役割、政府及び地方公共団体の連携等について検討する必要があると考える。

3 また、教育振興基本計画の策定は、教育基本法の基本理念等を実現していく手段としても重要であり、教育改革国民会議報告において提言されているように、他の多くの基本法と同様、その根拠となる規定を教育基本法に設けることについて、「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」とあわせて検討する必要があると考える。

【以下、略】

新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）（平成15年3月20日中央教育審議会）（抄）

第3章 教育振興基本計画の在り方について

1 教育振興基本計画策定の必要性

- 実効ある教育改革は、教育基本法の理念や原則の再構築とともに、具体的な教育制度の改善と施策の充実、さらに、教育に携わる者、教育を受ける者、国民一人一人の意識改革とがあいまって、初めて実現されるものである。

近年、「環境」、「科学技術」、「男女共同参画」、「食料・農業・農村」、「知的財産」など、行政上の様々な重要分野について、基本法が制定されるとともに、それぞれの基本法に基づく基本計画が策定されている。これらの計画には、施策の基本方針や目標、各種の具体的な施策、施策を推進するために必要な事項等が、総合的・体系的に盛り込まれ、国民に分かりやすく示されており、閣議決定を経て政府全体の重要課題と位置付けられている。

- しかしながら、昭和22年に制定された教育基本法には、基本計画に関する規定が置かれておらず、現在まで、教育に関する政府全体の基本計画は策定されてこなかった。教職員定数改善計画、国立大学施設整備計画、コンピュータ整備計画、留学生受入れ10万人計画など、個々の施策の計画は策定されてきており、最近では「21世紀教育新生プラン」のように教育施策を体系化して国民に分かりやすく示す試みも行われている。しかし、これらは、文部科学省の施策の枠内で取りまとめられたものであり、政府全体として教育の重要性に明確な位置付けを与え、総合的に取り組む計画とはなっていない。

政府として、未来への先行投資である教育を重視するという明確なメッセージを国民に伝え、施策を国民に分かりやすく示すという説明責任を果たすためにも、教育の根本法である教育基本法に根拠を置いた、教育振興に関する基本計画を策定する必要がある。

- このため、本審議会は、教育振興基本計画の骨格となる基本的考え方について以下のように提言する。また、教育基本法の改正後、政府において直ちに教育振興基本計画の策定作業に入ることができるよう、計画に盛り込むべき具体的な施策の内容について、今後、本審議会の関係分科会等においてより専門的な立場から検討を行うこととしたい。

なお、計画のイメージをできるだけ分かりやすく示し、関係分科会等での検討に資するため、計画に関して本審議会において出された様々な意見を整理し、参考資料として

「今後の審議において計画に盛り込むことが考えられる具体的な政策目標等の例」を添付する。また、中間報告に記述されている「教育振興基本計画に盛り込むべき施策の基本的な方向」や計画について寄せられた意見・要望についても、実際に計画を策定する際には十分参考にしてほしい。

教育基本法改正後、同法の理念や原則を実現するために必要な諸施策の実施につき、関係府省に対しても幅広く協力を求め、政府全体として教育振興基本計画を速やかに策定されることを期待する。

2 教育振興基本計画の基本的考え方

(1) 計画期間と対象範囲

- 計画期間については、科学技術の進展や、社会や時代の変化が急速であることにかんがみて、あまり長期になることを避け、おおむね5年間とすることが適当であると考えられる。また、計画期間内に定期的に政策評価を実施し、その結果を踏まえ必要に応じ見直しを行うものとする。なお、従来の教育関係の個別の計画には5年間程度を計画期間とするものが多いが、それらとの整合を図る必要がある。

計画の対象範囲は、原則として教育に関する事項とし、教育と密接に関連する学術やスポーツ、文化芸術教育等の推進に必要な事項も、この計画に含めるものとする。

(2) これからの教育の目標と教育改革の基本的方向

(これからの教育の目標)

- 教育振興基本計画では、教育の目標と、その目標を達成するための教育改革の基本的方向を明らかにする必要がある。「これからの教育の目標」については、第1章で述べたように、例えば以下のとおりとすることが適当と考える。

- ①自己実現を目指す自立した人間の育成
- ②豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
- ③「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
- ④新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
- ⑤日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

(教育改革の基本的方向)

- 「教育改革の基本的方向」については、上記の教育の目標と第2章で述べた教育基本法改正の視点を勘案して、例えば以下のとおりとすることが適当と考える。

①信頼される学校教育の確立

- ・一人一人の個性・能力を涵養する教育の推進
- ・豊かな心をはぐくむ教育の推進
- ・健やかな体をはぐくむ教育の推進
- ・グローバル化、情報化等社会の変化に的確に対応する教育の推進

②「知」の世紀をリードする大学改革の推進

③家庭の教育力の回復、家庭・学校・地域社会の連携・協力の推進

④生涯学習社会の実現

(3) 政策目標の設定及び施策の総合化・体系化と重点化

- 計画においては、これからの教育の目標と教育改革の基本的方向を踏まえて、中長期的に今後の社会の姿を見通しながら、今後おおむね5年間に重点的に取り組むべき分野・施策を明確にするとともに、具体的な政策目標と施策目標を明記する必要がある。これらの目標の策定に際しては、国民に分かりやすいものとすることが重要である。また、施策目標のうち可能なものについてはできる限り数値化するなど、達成度の評価を容易にし、施策の検証に役立つよう留意する必要がある。

- 計画の策定に当たっては、①施策の総合化・体系化、②政策効果についての十分な検証を踏まえた施策の優先順位の明確化と施策の重点化、③これまでの答申等における提言の実現状況等に十分留意しつつ、例えば、以下に掲げるような基本的な教育条件の整備について、その方向性を明確に示していく必要がある。

・「確かな学力」の育成

国と地方の適切な役割分担の下、教職員配置の見直し等を通じた少人数指導や習熟度別指導など個に応じたきめ細かな指導の推進により、基礎的・基本的な知識・技能、学ぶ意欲や考える力などの「確かな学力」を育成する。

・良好な教育環境の確保

初等中等教育から高等教育までを通じた学校施設の耐震化・老朽化対策などの整備・充実等を通じ、良好な教育環境を確保する。

・教育の機会均等の確保

次代を担う意欲と能力のある人材を育成するため、奨学金制度の充実等を通じ、教育の機会均等を確保する。

- ・私立学校における教育研究の振興

我が国の教育において私立学校が果たす役割の重要性等にかんがみ、私学助成等を通じた良好な教育研究環境の整備を図り、特色ある教育を展開する私立学校の振興を図る。

- ・良好な就学前教育環境の整備

幼児期から「生きる力」の基礎を育成する環境を整備するため、幼稚園と小学校などとの連携・協力を推進するとともに、地域社会や家庭の多様なニーズに対応しつつ、就学前の幼児がそのニーズに応じた教育を適切に受けられるようにする観点から、幼稚園と保育所との連携・協力を推進する。

(4) 計画の策定、推進に際しての必要事項

(教育投資の充実)

- 教育は、個人の生涯を幸福で実りあるものにする上で必須のものであると同時に、社会を担う人材を育成することにより、我が国の存立基盤を構築するものである。今後、我が国が国家戦略として人材教育立国、科学技術創造立国を目指すためには、計画に定められた施策を着実に推進していく必要がある。一方、現在の厳しい財政状況の下で、未来への先行投資である教育投資の意義について、国民の支持・同意を得るためには、今まで以上に教育投資の質の向上を図り、投資効果を高めることにより、その充実を図っていくことが重要である。そのためには、上記で述べたように、施策の総合化・体系化、また重点化によって教育投資の効率化に努めるとともに、政策評価の結果を適切に反映させる必要がある。

(国と地方公共団体、官民の適切な役割分担)

- 計画の策定に際しては、教育における地方分権、規制改革を一層推進するとともに、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上を図る観点から、国が責任を負うべき施策と地方公共団体が責任を負うべき施策とを明確に区別した上で、相互の連携・協力が図られるようにする必要がある。また、職業能力開発、高度専門職業人の教育訓練など関係行政分野との連携・協力を努めるとともに、行政と民間との間の適切な役割分担、連携・協力にも配慮することが大切である。

(政策評価の実施)

- 政策評価を定期的の実施し、政策目標や施策目標の達成状況、投資効果を明らかにするとともに、その結果を計画の見直しや次期計画に適切に反映させていく必要がある。また、国民に対する説明責任を果たすため、評価結果の積極的な公開を行うとともに、国民からの意見を計画に適切に反映させることが大切である。

【以下、略】

第4期中央教育審議会委員

平成19年2月1日発令

*1平成19年4月6日発令

*2平成19年9月21日発令

会長	山崎 正和	LCA大学院大学長、劇作家、評論家、演劇学者
副会長	梶田 叡一	兵庫教育大学長
副会長	三村 明夫	社団法人日本経済団体連合会副会長、新日本製鐵株式 會社代表取締役会長
	安彦 忠彦	早稲田大学教育学部教授
	安西祐一郎	慶應義塾長
	飯野 正子	津田塾大学長
	石井 正弘	岡山県知事
	岩崎 洋子	滋賀県栗東市教育委員会教育長
	宇津木妙子	ルネサス高崎女子ソフトボール部総監督
	梅田 昭博	社団法人日本PTA全国協議会顧問
	衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授
	岡島 成行	大妻女子大学家政学部教授
	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	加藤 裕治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	金子 元久	東京大学大学院教育学研究科長
*1	菊川 律子	独立行政法人国立青少年教育振興機構理事
	黒田 玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授、東京大学経営協 議会委員
	郷 通子	お茶の水女子大学長、総合科学技術会議議員
*2	小嶋 善吉	静岡市長
	佐伯 啓思	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	島田 京子	学校法人日本女子大学事務局長
	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学 校・高等学校校長
	角田 元良	聖徳大学児童学部教授
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、財団法人日本総合 研究所会長
	中村吉右衛門	歌舞伎俳優
	中村 正彦	東京都教育委員会教育長
	野依 良治	独立行政法人理化学研究所理事長
	平野 啓子	語り部・かたりすと、大阪芸術大学放送学科教授、 武蔵野大学非常勤講師
	増田 明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教養課程教授
	宮城 篤実	沖縄県嘉手納町長

中央教育審議会教育振興基本計画特別部会委員

平成20年4月1日現在

(50音順 敬称略)

委員 15名

部会長	三村 明夫	社団法人日本経済団体連合会副会長、新日本製鐵株式会社代表取締役会長
副部会長	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校校長
	安西 祐一郎	慶應義塾長
	梅田 昭博	社団法人日本PTA全国協議会顧問
	衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授
	岡島 成行	大妻女子大学家政学部教授
	梶田 叡一	兵庫教育大学長
	金子 元久	東京大学大学院教育学研究科長
	菊川 律子	独立行政法人国立青少年教育振興機構理事
	小嶋 善吉	静岡市長
	郷 通子	お茶の水女子大学長、総合科学技術会議議員
	角田 元良	聖徳大学児童学部教授
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、財団法人日本総合研究所会長
	中村 吉右衛門	歌舞伎俳優
	中村 正彦	東京都教育委員会教育長

臨時委員 17名

	井上 孝美	財団法人放送大学教育振興会理事長
	植田 浩紀	山口県下関市立安岡中学校教諭
	大島 まな	九州女子短期大学准教授
	小川 正人	放送大学教授、東京大学大学院教育学研究科客員教授
	片山 善博	慶應義塾大学法学部教授
	門川 大作	京都市長
	木村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
	草野 一紀	東京都新宿区立牛込第二中学校長、全日本中学校長会会長
	高橋 健夫	日本体育大学大学院教授
	橘木 俊詔	同志社大学経済学部教授
	渡久山 長輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
	中込 三郎	全国専修学校各種学校総連合会会長
	宮崎 英憲	東洋大学文学部教授
	無藤 隆	白梅学園大学教授
	森 民夫	長岡市長
	山本 恒夫	八洲学園大学長、筑波大学名誉教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

中央教育審議会における審議の経過

平成19年2月6日（火）第58回中央教育審議会総会

文部科学大臣から審議要請があり、中央教育審議会に教育振興基本計画特別部会の設置を決定。

第1回部会：平成19年2月21日（水）

- (1) 部会長の選任等
- (2) これまでの審議状況に関する説明

第2回部会：3月11日（月）

- (1) 文部科学省及び他省庁が策定した計画等に関する説明
- (2) 中央教育審議会における最近の審議状況等に関する説明
- (3) 委員からの意見発表
[意見発表者：山本恒夫委員・無藤隆委員]

第3回部会：4月9日（月）

- (1) 地方公共団体の教育の振興に関する計画策定状況に関する説明
- (2) 委員からの意見発表
[意見発表者：金子元久委員]

第4回部会：4月20日（金）

- 委員からの意見発表
[意見発表者：橘木俊詔委員・吉野直行委員]

第5回部会：5月10日（木）

- 委員からの意見発表
[意見発表者：小川正人委員・柘植綾夫科学技術・学術審議会人材委員会主査]

第6回部会：6月11日（月）

これまでの主な意見に関する説明

第7回部会：8月3日（金）

- (1) 現在の教育に関する主な課題を教育に関する基礎データをもとに説明
- (2) 中央教育審議会の主な答申等のフォローアップ（第1期～）に関する説明
- (3) 「基本的な方針」（案）に関する検討

第8回部会：9月25日（火）

- (1) 平成20年度文部科学省概算要求に関する説明
- (2) 教育振興基本計画と政府予算編成の流れに関する説明
- (3) 「検討に当たっての基本的な考え方」（案）に関する検討

第9回部会：11月8日（木）

- (1) 平成19年度全国学力・学習状況調査の結果について説明
- (2) 「検討に当たっての基本的な考え方」（案）及び「重点的に取り組むべき事項」（案）に関する検討

〔 同年 1 1 月～1 2 月 これまでの審議の状況について広く国民からの意見を聴取
(意見募集 (1 ヶ月間)・地方公聴会 (2 会場)) 〕

第 1 0 回部会：1 2 月 5 日 (水)

関係団体からのヒアリング (3 4 団体から実施)

平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日 (火) 第 6 2 回中央教育審議会総会

教育振興基本計画特別部会における審議状況を報告

第 1 1 回部会：1 2 月 2 7 日 (木)

- (1) 教育振興基本計画に関する公聴の結果に関する説明
- (2) 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項に関する検討

第 1 2 回部会：平成 2 0 年 2 月 8 日 (金)

- (1) 答申の構成に関する検討
- (2) 「今後 1 0 年間を通じて目指すべき教育の姿」に関する検討
- (3) 「今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」に関する検討

第 1 3 回部会：2 月 2 9 日 (金)

答申素案に関する検討

第 1 4 回部会：4 月 2 日 (水)

答申案に関する検討

平成 2 0 年 4 月 1 8 日 (金) 第 6 5 回中央教育審議会総会

「教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～」(答申案)を審議

教育振興基本計画に盛り込むべき 「科学技術関係人材の育成・確保」に関する施策について

科学技術・学術審議会人材委員会主査 柘植綾夫

第3期科学技術基本計画においても、科学技術関係人材の育成が最重要課題とされているように、「科学技術創造立国」の基盤は「人」である。その育成の成否は、初等中等教育段階から高等教育と研究者・技術者の育成段階までの一貫した人材育成にかかっている。すなわち科学技術創造立国の実現の要は、「教育」と「研究」と「社会・経済価値創造：イノベーション」の三要素を一体的に振興することである。

この観点に立ち、我が国の科学技術振興を担う人材の育成の強化面から、教育振興基本計画に盛り込むべき以下の3点を提言する。

その具体化にあたり、各府省・各機関が一体となった総合的な人材育成施策を計画的に進めるべきであり、その具体策を裏打ちする国の財政投資を欧米諸国並に増加させるべきである。また、民間からの教育関連寄付行為の税額控除等の措置も講ずるべきである。

提言1. 初等・中等教育における理数教育の充実

次代を担う科学技術関係人材を育成するためには、まず「自然現象」や「人工物」の面白さを体感させ、その実感に基づいた「理科・数学」に対する興味と理解を与えることが大切である。理数が好きな子どもの割合が、小・中・高校と進むにつれ減少している現状は、この教育方法の不十分さに一因があると考えられる。

このため、子ども達が「もの」に即して「科学」と「技術」に触れ、体感しながら学習できる環境を提供し、各子どもの理解度に応じた木目の細かい指導によって基礎・基本の確実な定着を図る教育

環境の強化が必要である。（科学技術関係人材の裾野の拡大）

同時に、関心・理解度の高い子どもの能力を適性に応じて伸ばし、科学技術分野で卓越した人材を育成することも必要である。（卓越した科学技術関係人材の育成）

【科学技術関係人材の裾野の拡大策】

- ・ 体験的理数教育を行うことのできる教員の育成と質の向上及び人数の大幅充実
- ・ 「もの」に即した「科学」と「技術」を体感する観察・実験・工作の充実（地域産業人材の教育参画促進等）による基礎・基本の確実な定着を図る初等・中等教育
- ・ 上記を可能とする理数教育カリキュラムの見直しと、教科書、理科設備等の充実（フィンランド等の充実例に学ぶ）

【卓越した科学技術関係人材の育成策】

- ・ スーパーサイエンスハイスクールの科学面と技術面の特徴ある拡充と成果の横通し
- ・ 国際科学オリンピック等へ挑戦する機会の拡大、技術を競うコンテスト等の機会充実による人材の育成と、大学による優秀者の進学優遇策の充実
- ・ 早い時期の海外経験等、卓越した人材の能力・意欲をさらに伸ばす環境と施策の整備

提言 2. 高等教育における科学技術関係人材育成機能の強化

独創性にあふれ、世界をリードする人材を養成するためには、高等教育が果たすべき役割は極めて大きく、大学の学部と大学院における教育の質の抜本的強化に取り組む必要がある。特に、実学の充実と個々の適正の重視により、高い基盤的・専門的能力に加え、広い視野の下に「自ら問題を発見・解決する能力」を培う教育の充実が必要。

言わば、「新しい科学的知を創造する人材」（Differentiator：D-型人材）の育成を目指すと同時に、幅広い基盤知識・技術をベースに、「知の創造を社会経済的価値創造にまで創り上げる統合能力人材」（Integrator：Σ-型人材）の育成が必要であるが、我が国の高等教育はこの点の人材育成機能が不十分であり、その実現に向けて、大学、産業界、研究機関が三位一体的に連携を充実強化し

ていくことが求められる。

このため、以下のような取組を行うことが必要。

- ・学部・大学院における優れた科学者教育と技術者教育への支援の充実
- ・大学院における、産・学・官の一体的な連携による多様な能力を持つ人材育成の推進と教員の意識改革
- ・卓越した国際的教育研究拠点を重点的に支援する取り組みの充実
- ・博士課程学生に対するフェローシップ、TA・RAなどによる経済的支援の拡充（産業との連携策を含む）

提言3. イノベーションの源としての多様な人材の育成

大学は教育に加えて、イノベーションの源泉となる学術研究：「知の創造」を推進する重要な機能も持つ。その担い手となる若手研究者、女性研究者、外国人研究者など多様な人材が能力を最大限に発揮し、活躍する環境の整備を促進することが必要。

その際、「自立」した研究環境、競争的で「切磋琢磨」する環境、「異」との触発による以下のような創造的環境等の整備に努めることが必要。

- ・若手研究者が自立的に創造的な研究を行うことのできる環境の整備
- ・女性研究者が出産・育児等を両立し、能力を最大限発揮できる環境の整備
- ・産業界との連携の促進などによる若手人材のキャリアパスの多様化
- ・異分野、海外との交流など、「異」との交流による触発機会の提供

4. 結び

以上の提言の実行により、科学技術創造立国を支え、イノベーションを創造する多様な人材が育成され、「国づくりは人づくり」を真に具現化する教育振興政策となる。

国はこの実現に向けて教育振興投資を一層充実する必要がある、同時に社会、産業も教育に対して人的参加と資金的貢献をせねばならない。

以上

教育振興基本計画の在り方について

－「大学教育の転換と革新」を可能とするために－

平成20年2月8日
安西祐一郎
郷通子
金子元久
木村孟

グローバルな知識基盤社会の時代を迎え、日本の大学教育の質の維持・向上をいかに図っていくかは緊要な課題である。人口減少社会の我が国が危機を乗り越え、活力を維持していく成否は、大学の在り方にかかっている。こうした中、教育基本法において、「大学」に関する条文が新たに設けられたことは時宜を得ており、「教育振興基本計画」では、その理念を具現化することが必要である。

諸外国に比して高等教育への公財政支出の規模が少ないことは、つとに指摘され、平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」でも欧米並みの水準を目指すべき旨が提言されている。今般の教育振興基本計画では、過去の答申内容と整合性を確保し、投資拡充の方向性を明記することは当然であるが、それに止まらず、当面の計画期間を、長期的な展望の中で位置づけつつ、目標やその達成に向けた工程等を描いていくべきである。

こうした基本的な問題意識に立ちつつ、教育振興基本計画特別部会と大学分科会とを兼務する委員有志が協議し、これまでの大学分科会での意見交換の内容も参考としながら、本提言をまとめた。この中では、計画始期に生を享けた子どもたちが、今から約20年後、大学の門をたたき2025年の望ましい姿を展望し、それに向けた「転換と革新」のイメージを提起することを試みた。教育振興基本計画は、10年先を見通した上での5年間の計画という位置づけがなされている。10年後は、急速な転換が図られつつある過渡期であると同時に、本提言で掲げる展望が実現されていく時期とならねばならない。

社会における「知」の持つ意味が格段に重くなる2025年にあっては、人々が、いつでも、どこでも大学の創造する「知」に触れ、学ぶことのできる状態になっていなければならない。もはや生涯学習は贅沢な理念ではなく、その実現が、国家の維持、個人の生活にとって不可欠の

条件となってくる。こうした展望に立つとき、我が国の大学及び社会全体の在り方をめぐっては、年齢にとらわれた価値観、日本でしか通用しない内向きの鎖国的発想から脱却することが、まずもって必要である。

益々熾烈となる国境を越えた人材獲得競争の流れの中、国際的に遜色ある投資水準では成算は無い。本提言では、国際競争で優位にあるアメリカを目安とし、少なくとも同国との懸隔を拡大させないことを狙いとしました。また、学費上昇等による私費負担の増大に鑑みると、機会均等、さらには「人生前半の社会保障」や少子化対策の観点からも、教育費の家計負担の軽減が不可欠であるとの認識に立って検討を行った。

その結果、我々は、できる限り速やかに公的投資を年間5兆円程度の規模に拡大させることが必要であると考えた。こうした投資増により、はじめて国際競争に伍しつつ、幅広く知的市民を育成することを可能とする教育研究環境が形成されよう。

もとより、我々は、現下の厳しい財政事情について決して無理解ではない。しかし、先進諸国が高等教育への投資を競い合うように伸ばし、量の拡大と質の向上を共に追求している現実を無視するとすれば、それは鎖国的発想と言わざるを得ない。当面の5年間を「転換に向けた始動」と位置づけ、「大学教育の質や成果とは何か」という先進諸国共通の難題に真剣に取り組み、我が国としての解を見出すこと、その上で、「選択と集中」を求める要請への確に対応していくことが必要と考える。この結果、社会からの負託に応えられない大学が淘汰されることは不可避となる。ただし、こうした国の政策決定の過程では、拙速に陥らず、教育基本法に則って大学の自主性・自律性が十分尊重されなければならない。

教育振興基本計画特別部会では、こうした我々の危機意識をお汲み取りいただき、しかるべく答申内容へ反映されるようお願いしたい。大学分科会においても、本提言で提起した諸課題を踏まえた審議がなされるよう、これに属する委員として取り組んでいきたい。また、ここでは、教育基本法の中で「大学」に関する条文が新たに設けられたことに鑑み、これに焦点を当てた内容としたが、大学のみならず、幅広く高等教育の充実を図っていくべきことは言うまでもない。大学分科会としては、将来の教育の在り方を十分に見据えた教育振興基本計画の策定を受け、高等教育をめぐる諸課題について順次審議し、より具体的な行動計画や振興方策を提言してまいりたい。

以上

大学教育の転換と革新（2025年に向けた展望）

【大学像と学生】

1 国境や年齢の壁を破り、多様な学生を迎え入れ、確実な「学習成果」を達成する。

→ 若者の学習意欲に応えると同時に、留学生30万人、社会人学生80万人を受入れ、多様な学生が切磋琢磨する環境をつくる（学生数の総体は約380万人）、これら各学生に対し、「学士力」や高度な「課題探求能力」等を育成する。

【大学システム】

2 個性化・特色化を徹底し、教育の卓越性を追求する。

→ 「単峰型」から「多峰型」へ構造転換する。国際的な競争力・存在感を備える拠点的50大学を形成するとともに、大学を地域再生の核とする連携群を100程度形成する。

【アクセスと進路選択】

3 若者が意欲・能力に応じた進路を選択し、生涯を通じて大学の産み出す「知」にアクセスすることを実質的に可能とする。

→ 学習インセンティブを高める仕組みを効果的に取り入れつつ、学生に対する経済的支援を大幅に拡大し、家計負担を軽減（一般学生の場合、平均2割減額）する。

【教育条件】

4 大学の教育力を飛躍的に高める基盤をつくる。

→ 教育支援スタッフの倍増を図るとともに、FD活動（教員の職能開発）等の拠点を形成し、教育方法の革新、教員評価を全大学に普及させる。また、大学教育の転換と革新及びその持続を可能とする施設・設備、情報環境を整備する。

【質保証の体制】

5 多様な大学教育の「質の尺度」を開発し、大学評価を強化する。

→ 分野別学位水準、「学習成果」測定の開発・普及、情報公開などのアカウントビリティの徹底を促進し、第2期以降の認証評価等を通じて、適格認定を厳格化する（不適格な場合、財政面の対応を含め、是正・改善に向けた実効ある措置をとる）。

これらの目標達成（「革新」）に向けて「転換」を図る。このため、公財政支出を拡充（できる限り速やかに年間5兆円以上の投資規模へ）するとともに、寄付税制等の環境整備を行う。

◆ 第1期計画（2008～2012年度）・・・「転換の始動」

上記1～5に関する行動計画の策定と開始、及びそれらに向けた投資の断行
→ 多様な学生構成、拠点大学の形成、「学士力」等の達成、家計負担の軽減、適正な競争に必要なルール、「質の尺度」の構築

◆ 第2期計画（2013～2017年度）・・・「転換の加速」

投資を拡充しつつ、「質の尺度」に即した支援への大胆なシフト
→ 自主的な参入・再編・統合・退出のダイナミズム

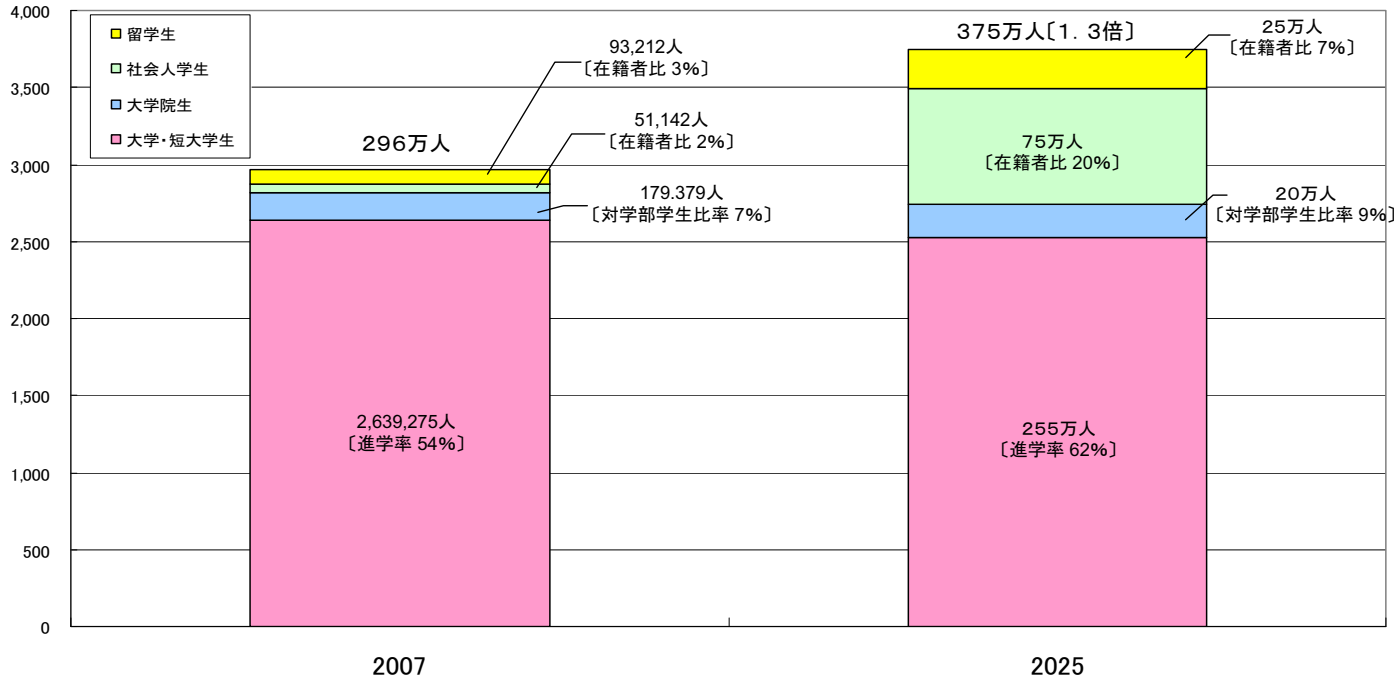
◆ 第3期・第4期計画（2018年度～）・・・「転換の完成、革新の実現とその持続」

21世紀の日本を担う大学教育の新しい姿

学生像の転換と革新(将来目標)

○ 国籍・年齢等の多様な学生構成を実現して21世紀グローバル時代の知識基盤社会を担う大学教育を実現。留学生数及び社会人数の大幅な拡大により、学生総数は3割増加。

(単位:千人)

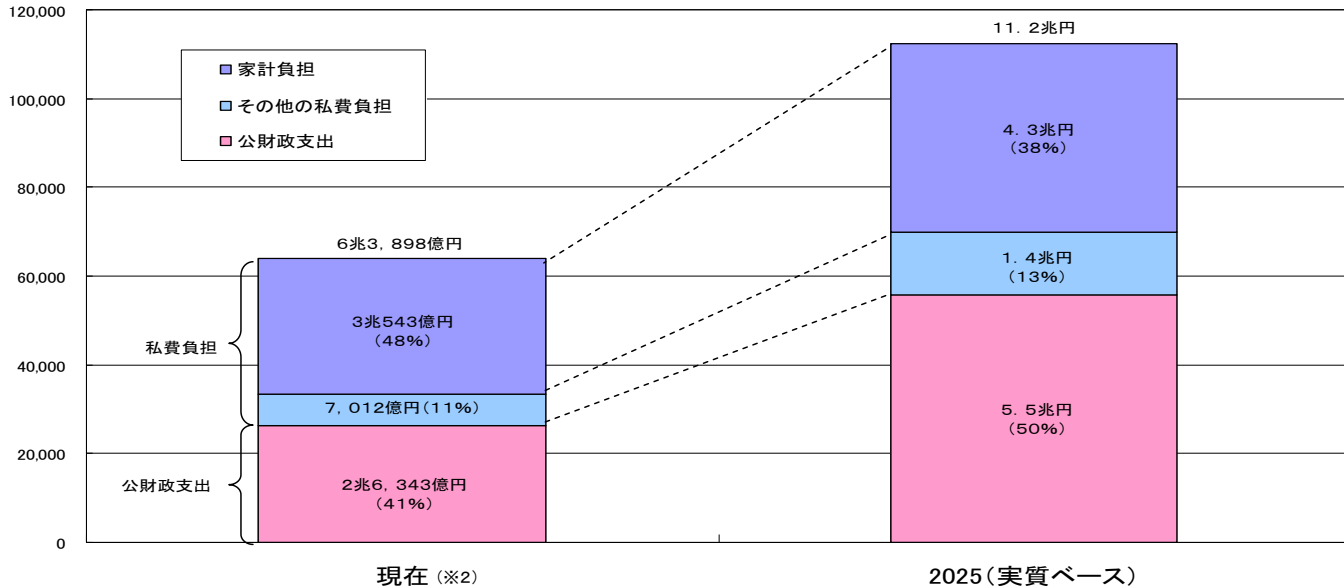


- (注1) 大学・短大学生、大学院生は、留学生及び社会人学生を含まない(以下「若年学生」という)。
- (注2) 大学・短大学生数は、過去10年間の進学率の伸びのトレンド及び18歳人口の将来推移に基づいて推計。
- (注3) 大学院生数は、過去のトレンドを参照し、10年間で1割増加すると仮定して試算。
- (注4) 社会人学生数は、履修証明プログラムの普及等を勘案し、米国の在籍者比(2割)程度と想定。
- (注5) 留学生数は、過去8年間のトレンドに基づいて推計。

投資規模及び費用負担構造の転換と革新

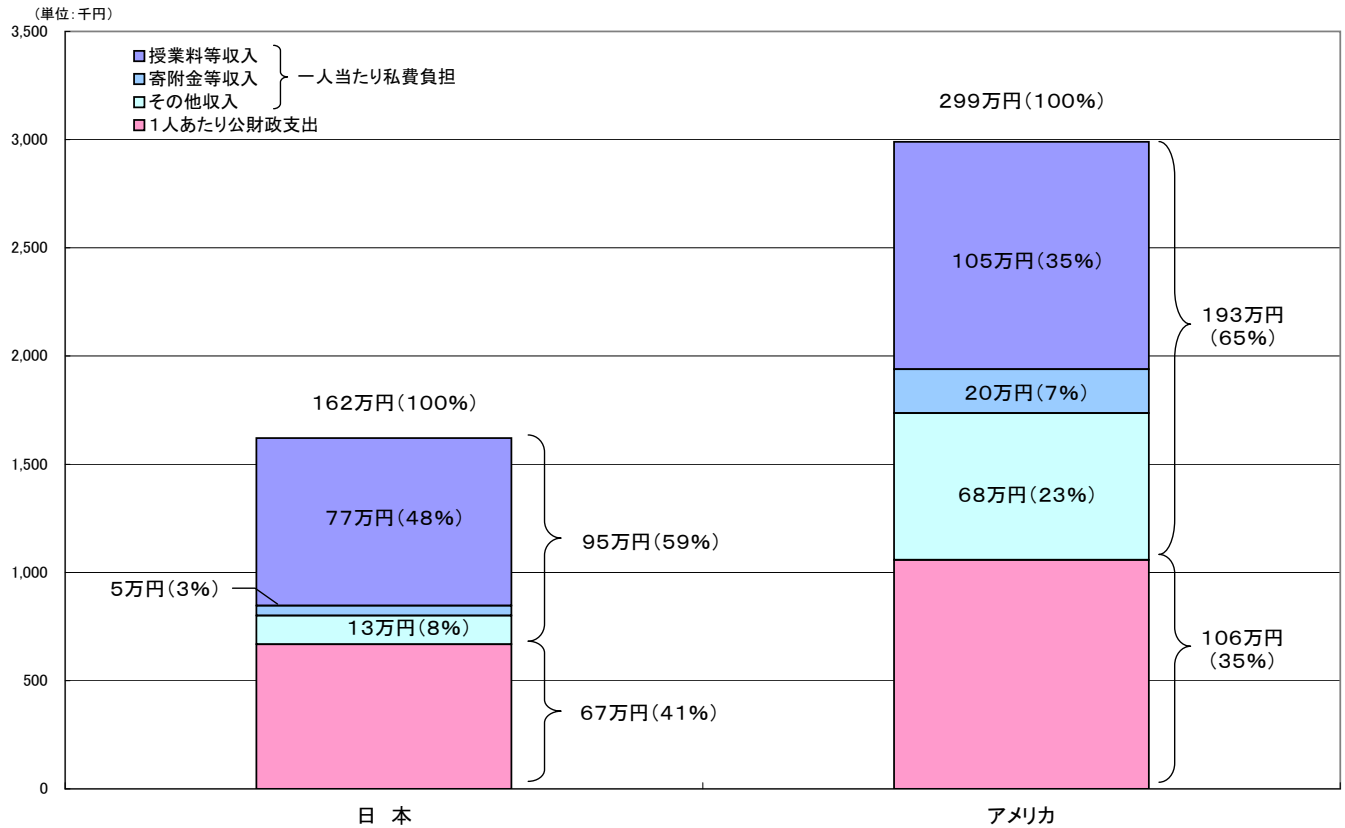
- 2025年の一人当たり高等教育費を現在(2004年)のアメリカ並みと仮定し、将来の学生数目標値を乗じて総額を算出(約11兆円)。
- 費用の負担割合は、公費4割、私費6割から公費5割、私費5割へ(公財政支出は5兆円超)。
- 私費のうち、家計負担率は5割から4割へ。一般学生の一人当たり家計負担額は、平均2割減(※1)。(アメリカの家計負担率の現状は、3割程度。また、イギリスのディアリング報告(1997年)では家計負担率は2.5割が妥当であると勧告。)
- 私費のうち家計負担以外(寄附等)の金額は、倍増。

(単位:億円)



- ※1 学生のタイプによって異なる家計負担率を想定し、社会人学生及び留学生は9割、一般学生は2割、優秀学生は1割に設定。
- (注1) 若年学生のうち、優秀学生を除いた者を「一般学生」という。
- (注2) 若年学生のうち、0.5割、留学生の1割を「優秀学生」と仮定。
- ※2 現在の高等教育費は、OECD提出データ(「学校基本調査」、「地方教育費調査」、「今日の私学財政」)をもとに算出したもの。

【参考】学生一人当たり高等教育費の構成の日米比較(2004年)

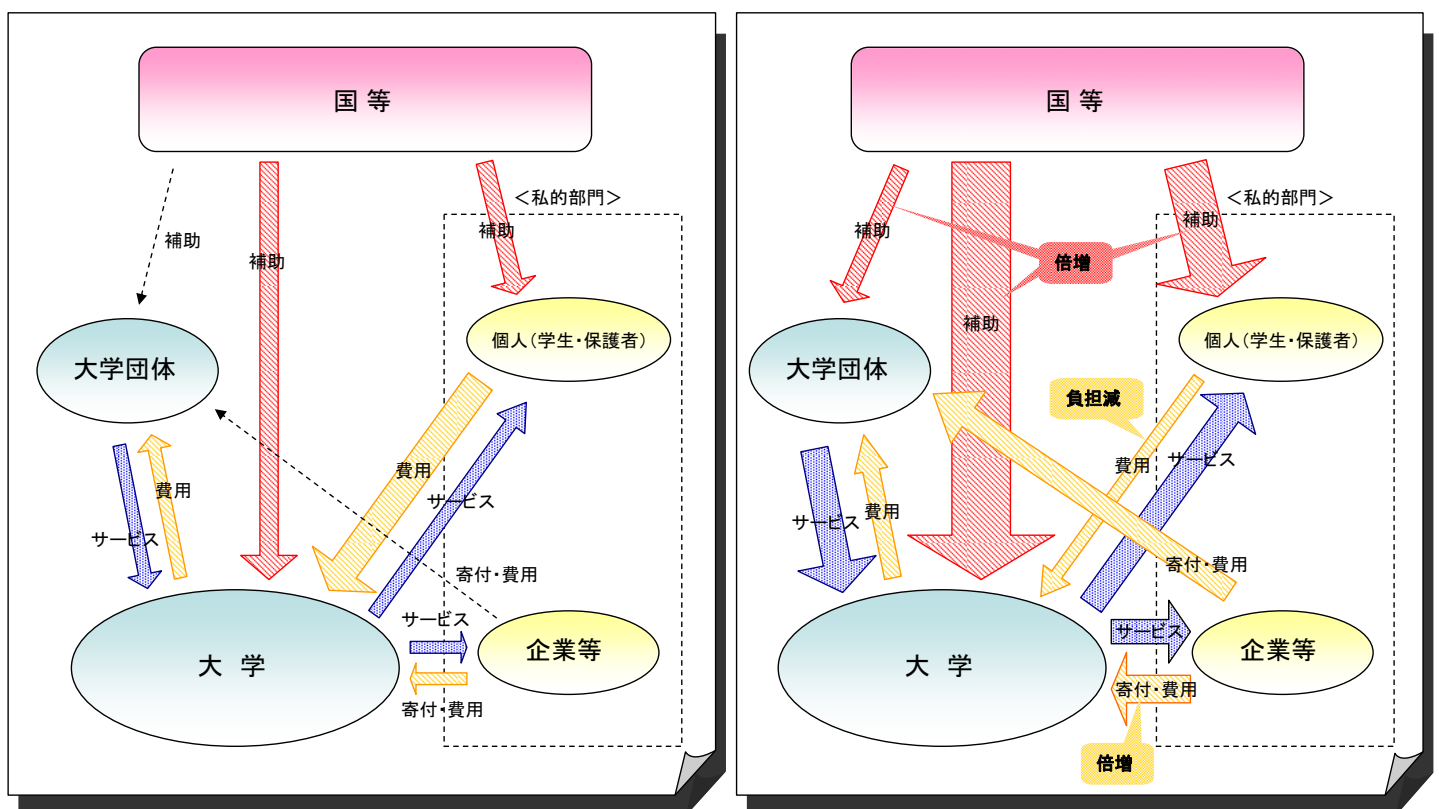


※ 学生・家計に対する支出(奨学金等)は含まない。
 ※ 購買力平価 1ドル=133円
 ※ 小数点以下四捨五入のため、合計は一致しない。
 ※ 1人あたりの高等教育費は、OECD「Education at a Glance 2007」による。日本の内訳の割合は、日本のOECD提出データ(学校基本調査、地方教育費調査、今日の私学財政)をもとに算出したもの。
 ※ 「その他収入」には「事業収入」「手数料」などの他、収入の内訳が不明なものも含まれる。アメリカの内訳の割合は、アメリカのOECD提出データを分析した両角亜希子(東京大学 助教)提供資料による。

高等教育の資金・サービスの流れ(イメージ)

現在

2025年



将来の財政支援のイメージ

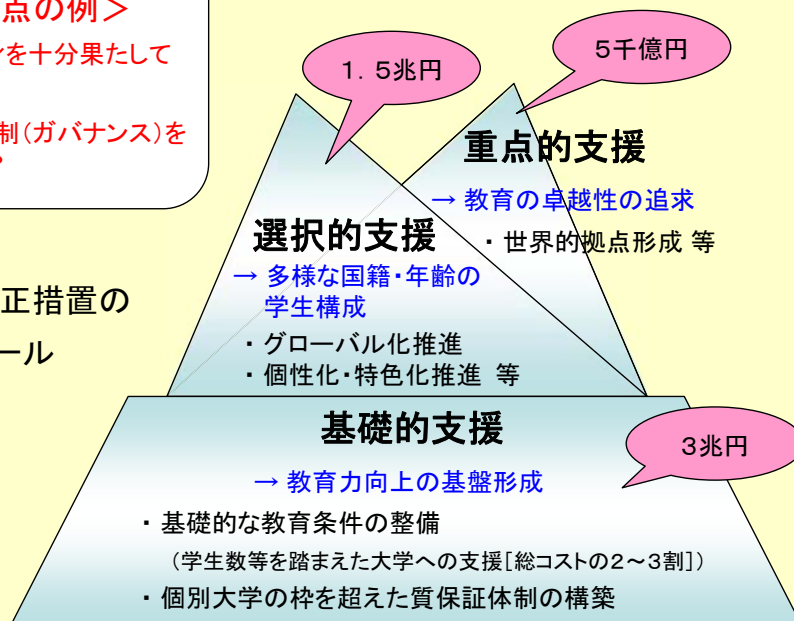
厳格な適格認定

<基本的な観点の例>

- ・ アカウンタビリティを十分果たしているか？
- ・ 質保証の内部体制(ガバナンス)を確立しているか？

||

各種の支援・是正措置の
明確なルール



学生への 経済的支援

→ アクセスと進路選択の保障

- ・ 奨学金(給付 等)
- ・ 授業料減免
- ・ TA・RA支援 等

5千億円

国民からの意見募集等の状況について

地方公聴会

(全国2会場)

- ・徳島会場(平成19年11月13日開催 於:徳島県郷土文化会館)
参加者:73名
- ・千葉会場(平成19年11月19日開催 於:船橋市民文化創造館)
参加者:100名

ヒアリング

【学校関係団体】

全日本私立幼稚園連合会、日本私立中学高等学校連合会、高等専門学校連合会
社団法人国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、全国専修学校各種学校総連合会、日本私立短期大学協会

【校長会等】

全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員長協議会、指定都市教育委員・教育長協議会
全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、全国町村教育長会、中核市教育長連絡会
全国国公立幼稚園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会
全国特別支援学校長会、全国特別支援学級設置学校長協会、全国専門高等学校長協会8学科連合

【教員関係団体】

全国教育管理職員団体協議会、全日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本教職員組合
日本高等学校教職員組合、全国大学高専教職員組合、全国公立小中学校事務職員研究会
全国養護教諭連絡協議会、社団法人全国学校栄養士協議会

【その他教育関係団体】

財団法人日本中学校体育連盟、財団法人全国高等学校体育連盟、財団法人日本体育協会
社団法人全国高等学校文化連盟、社団法人全国公立文化施設協会、財団法人日本博物館協会
社団法人日本芸能実演家団体協議会、社団法人日本図書館協会、社団法人全国公民館連合会
社団法人全国高等学校PTA連合会、各障害種別全国PTA連合会会長連絡協議会
全国公立学校施設整備期成会、全国学校安全教育研究会、日本学校体育研究連合会
社団法人中央青少年団体連絡協議会、教育情報化推進協議会、自然体験活動推進協議会、社団法人全国幼児教育研究協会

【経済団体等】

社団法人日本経済団体連合会、社団法人経済同友会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会
全国中小企業団体中央会、社団法人日本青年会議所

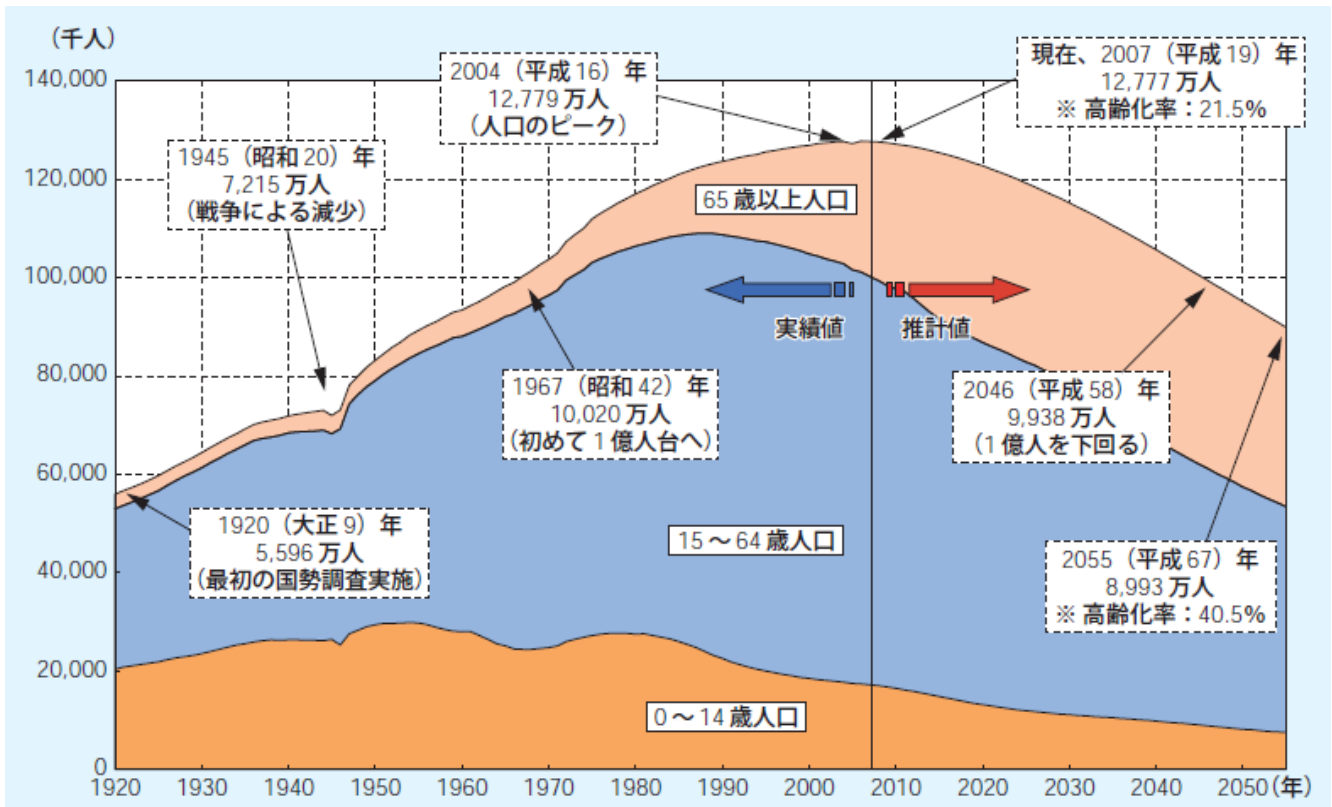
※下線を引いた団体は、教育振興基本計画特別部会で対面ヒアリングを行った団体

意見募集

○国民の皆様から手紙、e-mail等でお寄せいただいたご意見は、合計約700通

○このうち、「教育振興基本計画の策定に向けた意見の募集」(平成19年11月12日～同年12月11日実施)に対してお寄せいただいたご意見は、合計約670通

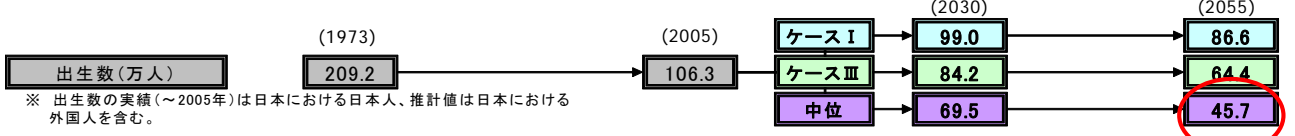
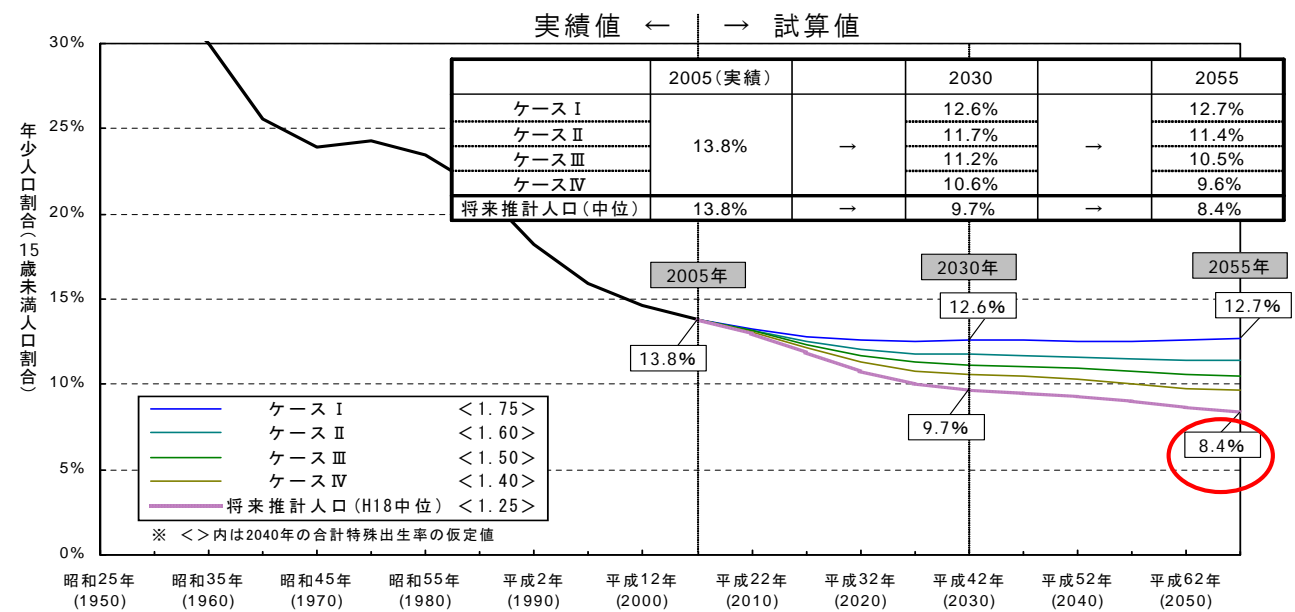
我が国の人口構造の推移



注) 1941~1943年は、1940年と1944年の年齢3区分別人口を中間補間した。1946~1971年は沖縄県は含まない。

出典 内閣府「少子化社会白書」(平成19年版)

年少人口割合の推移と将来見通し



※ 出生数の実績(〜2005年)は日本における日本人、推計値は日本における外国人を含む。

ケース I: 1.75(合計特殊出生率(2040年) 結婚、出生に関する希望が実現するケース(※生涯未婚率10%未満、夫婦完結出生次数2.0人以上)

ケース II: 1.60 結婚、出生に関する希望と将来人口推計(中位)との乖離が3分の2程度解消するケース

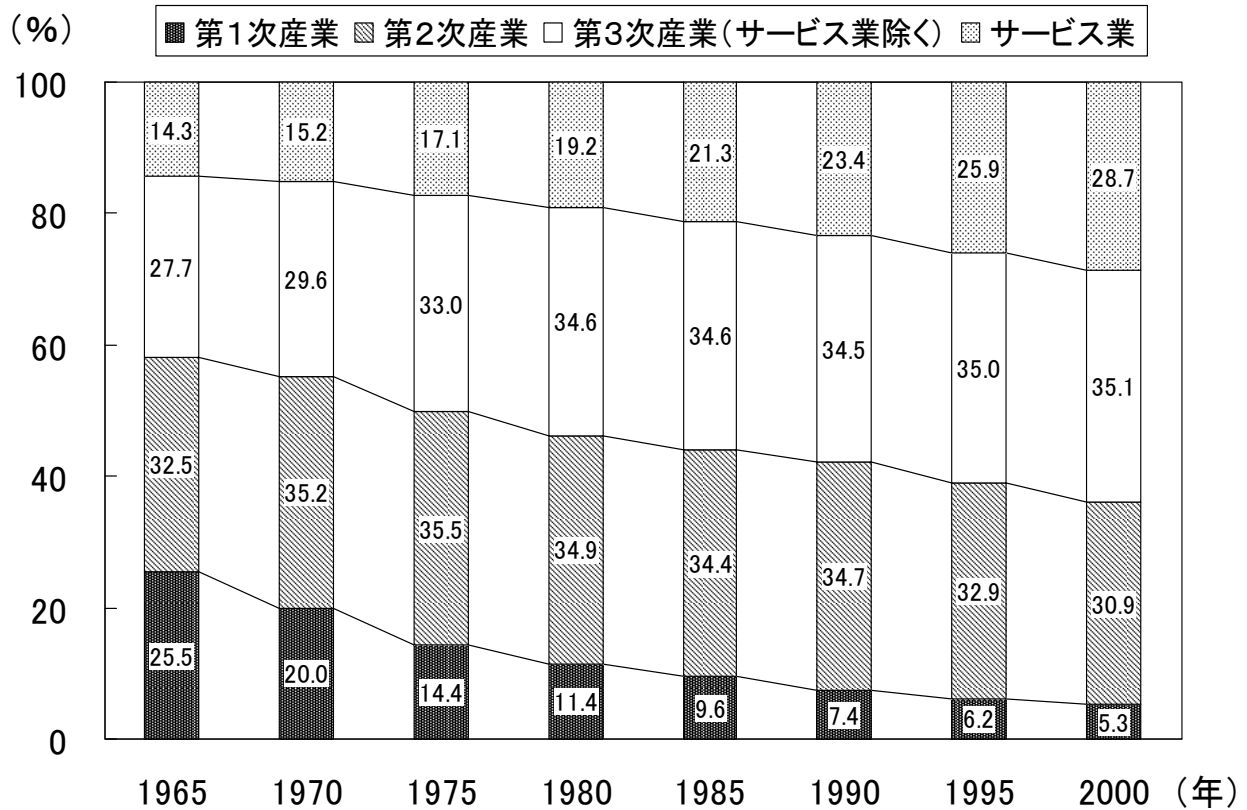
ケース III: 1.50 結婚、出生に関する希望と将来人口推計(中位)との乖離が2分の1程度解消するケース

ケース IV: 1.40 結婚、出生に関する希望と将来人口推計(注意)との乖離が3分の1程度解消するケース

※将来人口推計(中位)の仮定では、1990年生(女性)の生涯未婚率23.5%、夫婦完結出世維持数1.70人である。

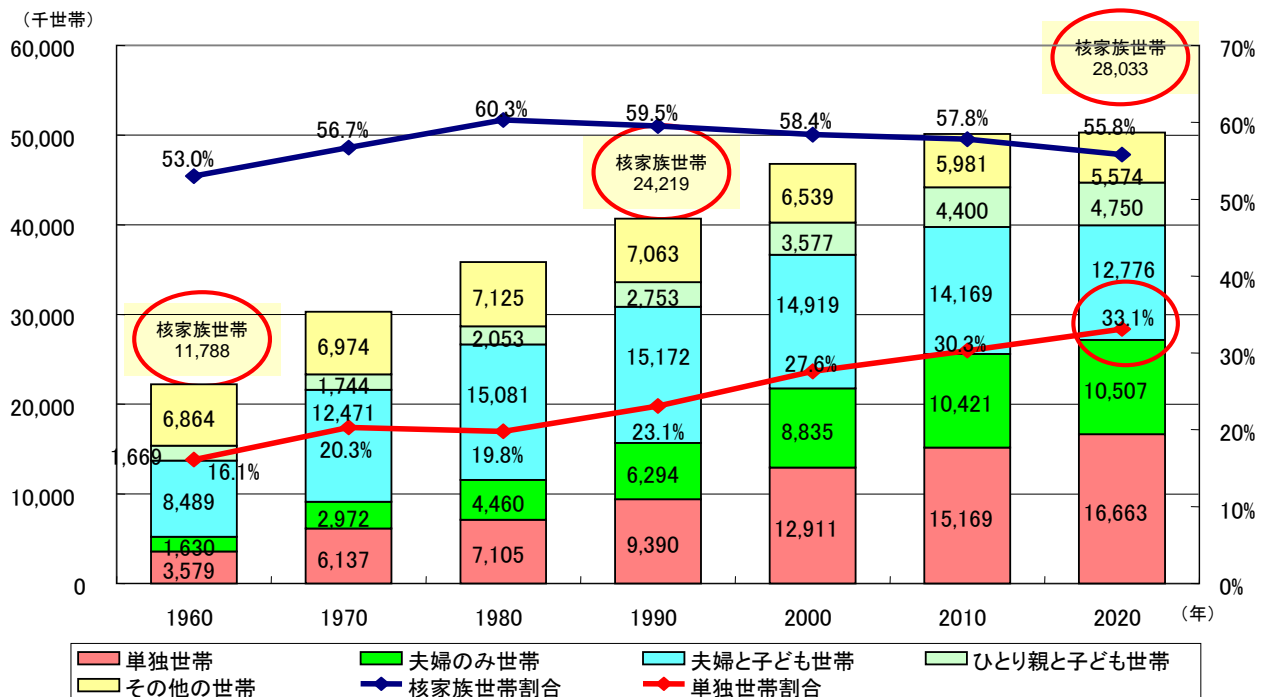
出典 社会保障審議会「出生等に対する希望を反映した人口試算」(平成19年1月)

15歳以上就業者数の産業別割合



総務省「国勢調査」より作成

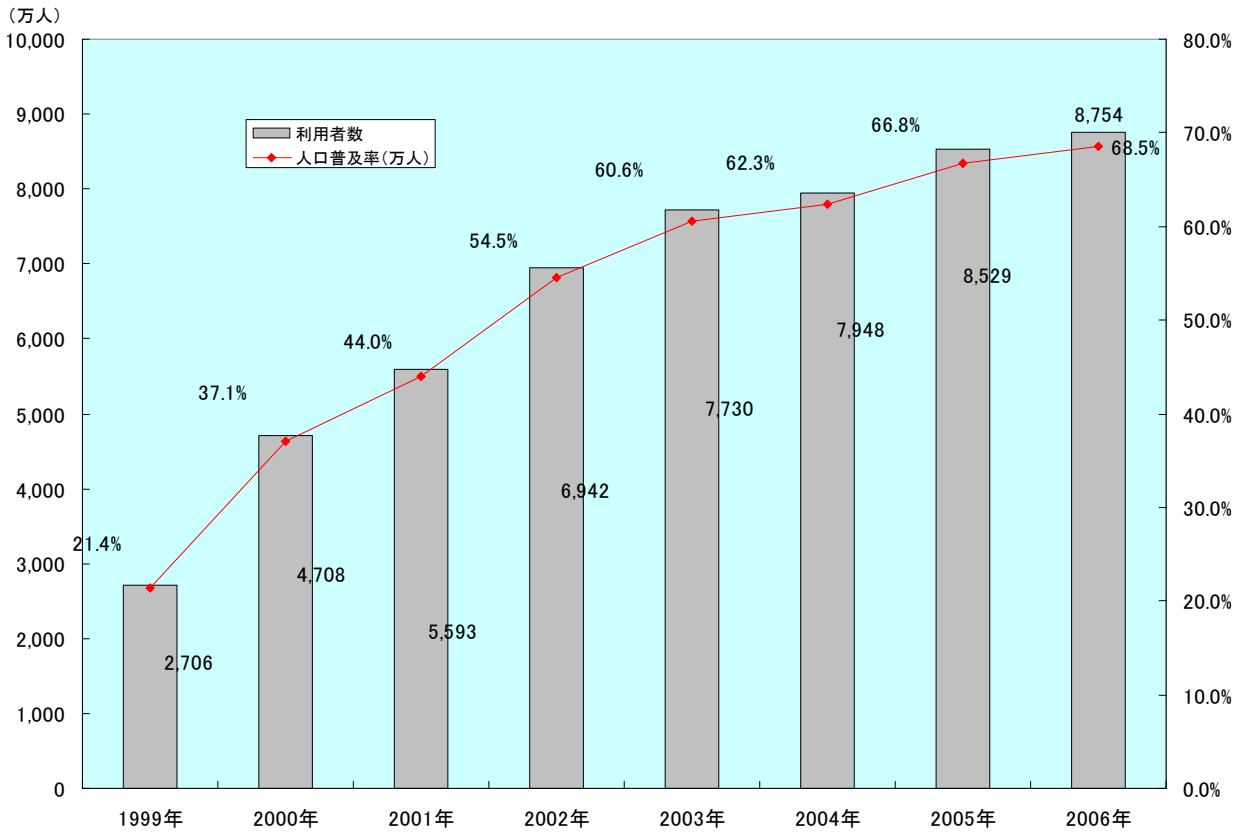
家族類型別一般世帯数の推移



注) 1 一般世帯とは、(1)住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む)、(2)(1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りる単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者を指す。
2 1960年は、1%抽出結果による。

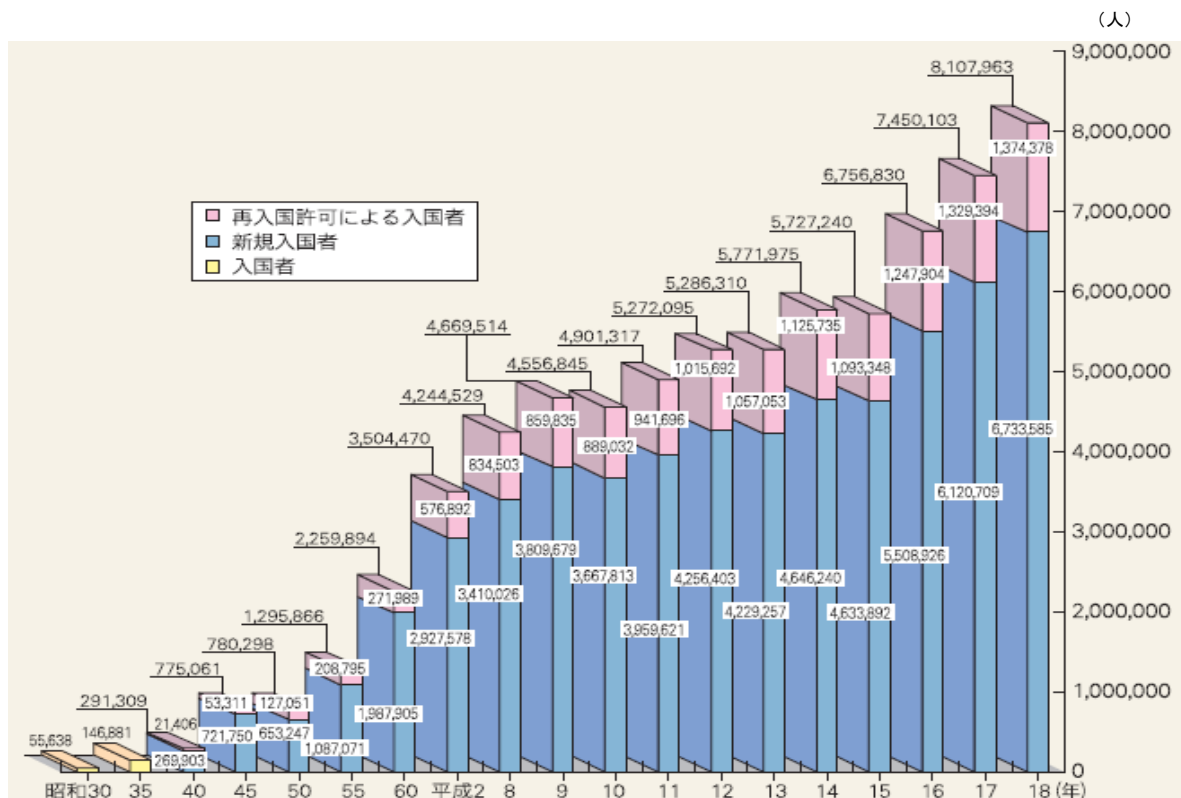
1960年～2000年は総務省「国勢調査」、2010年及び2020年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2005(平成17)年8月推計」より作成

インターネットの普及状況



総務省「通信利用動向調査」(平成18年)より作成

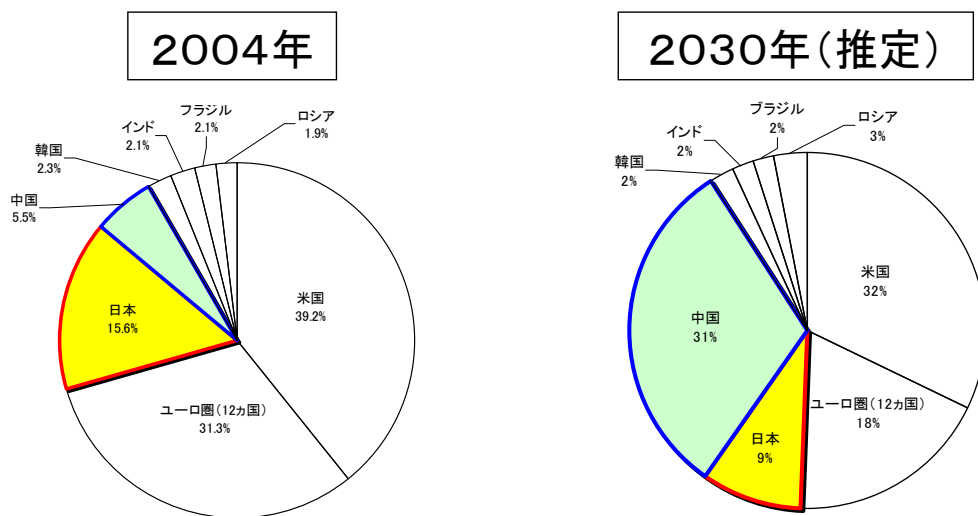
外国人入国者数の推移



注) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していません。

出典 法務省「平成19年版出入国管理」

主要国の名目GDPシェアの推移予測

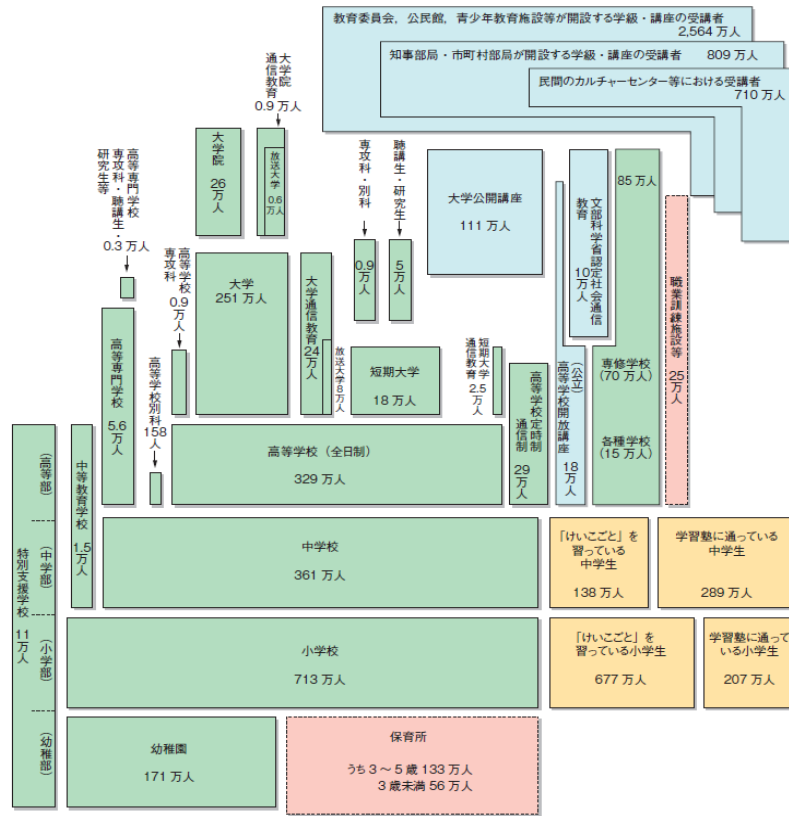


注) 1 世界は上記8カ国・地域の合計。

2 ユーロ圏12カ国とは、2005年3年時点のユーロ導入国(アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スペイン、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク)

内閣府「日本21世紀ビジョン」より作成

学習人口の現状

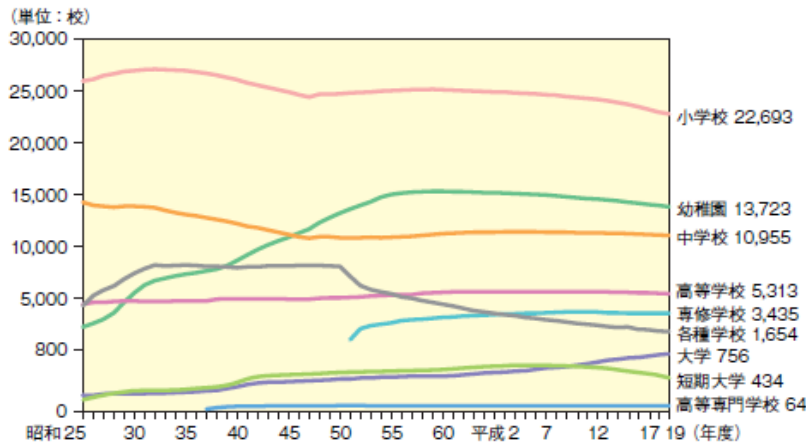


社会教育施設利用者(年間延べ数)

- ◆公民館(類似施設を含む).....2億3,312万人
- ◆博物館(類似施設を含む).....2億7,268万人
- ◆図書館.....1億7,061万人
- ◆青少年教育施設.....2,086万人
- ◆女性教育施設.....285万人
- ◆社会体育施設.....4億6,662万人
- ◆民間体育施設.....1億5,765万人

文部科学省「学校基本調査」(平成19年度)、「社会教育調査」(平成17年度)、「平成5年度学習塾等に関する実態調査」等より作成

学校数

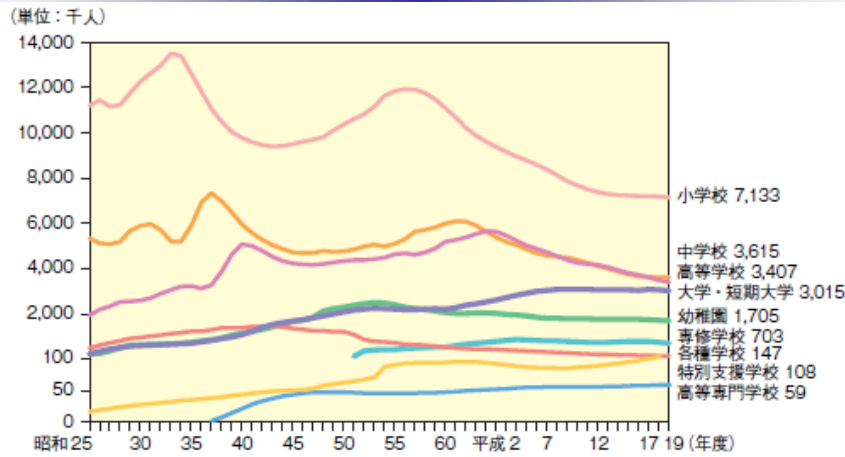


(単位:校)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	盲学校	聾学校	養護学校	特別支援学校	高等専門学校	短期大学	大学	専修学校	各種学校
昭和25年度	2,100	25,878	14,165	4,292	...	76	82	3	149	201	...	4,190
35	7,207	26,858	12,986	4,598	...	76	103	46	280	245	...	8,089
45	10,796	24,790	11,040 (14)	4,798	...	75	108	234	60	479	382	8,011
55	14,893	24,945	10,780 (14)	5,208	...	73	110	677	62	517	446	5,302
平成2年度	15,076	24,827	11,275 (12)	5,506	...	70	108	769	...	62	593 (1)	507	3,300	3,436
7	14,856	24,548	11,274 (16)	5,501	...	70	107	790	...	62	596 (1)	565	3,476	2,821
12	14,451	24,106	11,209 (25)	5,478	4	71	107	814	...	62	572 (2)	649	3,551	2,278
15	14,174	23,633	11,134 (38)	5,450	16	71	106	818	...	63	525 (2)	702	3,439	1,955
16	14,061	23,420	11,102 (47)	5,429	18	71	106	822	...	63	508 (4)	709	3,444	1,878
17	13,949	23,123	11,035 (59)	5,418	19	71	106	825	...	63	488 (4)	726	3,439	1,830
18	13,835	22,878	10,992 (67)	5,385	27	71	104	831	...	64	(1) 468 (4)	744	3,441	1,729
19	13,723	22,693	10,955 (70)	5,313	32	1,013	64	(1) 434 (5)	756	3,435	1,654
(国立)	49	73	76	15	3	45	55	2	87	11	-
(公立)	5,382	22,420	10,150 (7)	3,976	17	954	6	34	89	206	12
(私立)	8,292	200	729 (63)	1,322	12	14	3	(1) 398 (5)	580	3,218	1,642

注) 1 国・公・私立学校、本校・分校の合計数である。(以下「就職率」の表まで同じ。)
 2 昭和45年度の合計には、国立養護教諭養成所9校含む。
 3 ()内の数値は通信教育のみを行う学校数で別掲である。
 4 盲学校・聾学校・養護学校は、平成19年4月1日より特別支援学校に一本化されている。

在学者数



区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	盲学校	聾学校	養護学校	特別支援学校	高等専門学校	短期大学	大学	専修学校	各種学校
昭和25年度	224,653	11,191,401	5,332,515	1,935,118	...	5,155	11,600	110	15,098	224,923	...	486,609
35	742,367	12,590,680	5,899,973	3,239,416	...	10,261	20,723	4,794	83,457	626,421	...	1,239,621
45	1,674,625	9,493,485	4,716,833	4,231,542	...	9,510	16,586	24,700	...	44,314	263,219	1,406,521	...	1,352,686
55	2,407,093	11,826,573	5,094,402	4,621,930	...	8,113	11,577	72,122	...	46,348	371,124	1,835,312	432,914	724,401
平成2年度	2,007,964	9,373,295	5,369,162	5,623,336	...	5,599	8,169	79,729	...	52,930	479,389	2,133,362	791,431	425,341
7	1,808,432	8,307,246	4,570,390	4,724,945	...	4,611	7,257	74,966	...	56,234	498,516	2,546,649	813,347	321,105
12	1,773,682	7,366,079	4,103,717	4,165,434	1,702	4,089	6,818	79,197	...	56,714	327,680	2,740,023	750,824	222,961
15	1,760,494	7,226,910	3,748,319	3,809,827	4,736	3,882	6,705	85,886	...	57,875	250,062	2,803,980	786,091	189,583
16	1,753,393	7,200,933	3,663,513	3,719,048	6,051	3,870	6,573	88,353	...	58,698	233,754	2,809,295	792,054	178,117
17	1,738,766	7,197,458	3,626,415	3,605,242	7,456	3,809	6,639	91,164	...	59,160	219,355	2,865,051	783,783	163,667
18	1,726,520	7,187,417	3,601,527	3,494,513	11,648	3,688	6,544	94,360	...	59,380	202,254	2,859,212	750,208	149,934
19	1,705,402	7,132,874	3,614,552	3,406,561	14,902	108,173	59,386	186,667	2,828,708	703,490	147,261
(男)	864,173	3,648,634	1,847,809	1,725,458	7,504	69,882	50,016	21,757	1,701,957	323,594	73,727
(女)	841,229	3,484,240	1,766,743	1,681,103	7,398	38,291	9,370	164,910	1,126,751	379,896	73,534
(国立)	6,457	46,202	33,228	8,859	1,541	3,063	52,833	184	627,402	837	-
(公立)	331,222	7,011,876	3,327,531	2,384,309	7,417	104,293	4,349	10,815	129,592	27,977	983
(私立)	1,367,723	74,796	253,793	1,013,393	5,944	817	2,204	175,668	2,071,714	674,676	146,278

- 注) 1 通信教育の学生・生徒は含まない。
 2 昭和45年度の合計には、国立養護教諭養成所988人を含む。
 3 盲学校・聾学校・養護学校は、平成19年4月1日より特別支援学校に一本化されている。

文部科学省「学校基本調査」より作成

諸外国の在学者数の構成

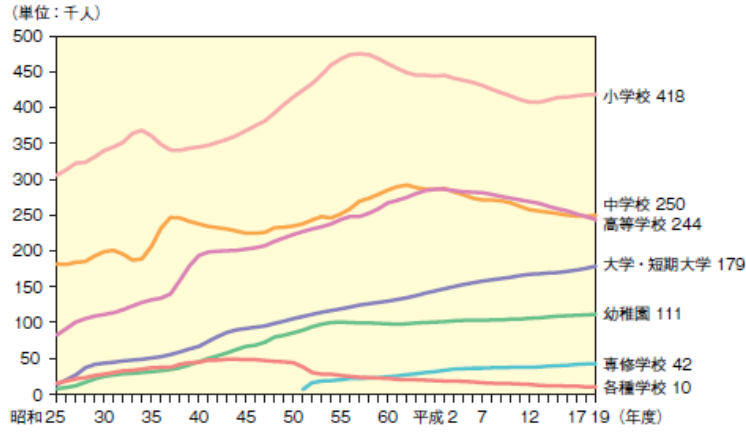
■ 総人口に占める就学前教育、初等中等教育及び高等教育人口の割合

	日本 (2006年)	アメリカ合衆国 (2003年)	イギリス (2003年)	フランス (2004年)	ドイツ (2003年)
総人口に占める 就学前教育人口の割合	1.4%	1.1%	0.3%	4.2%	2.3%
総人口に占める 初等中等教育人口の割合	11.3%	18.9%	16.6%	15.2%	14.8%
総人口に占める 高等教育人口の割合	2.3% (2.6%)	3.5% (5.8%)	2.4% (4.1%)	3.6%	2.4%

- 注) 1 日本及びアメリカの就学前教育は幼稚園のみを対象とし、保育所を対象としていない。
 2 イギリスの就学前教育は保育学校のみを対象とし、初等学校付設の保育学級等は含まない。
 3 ドイツの就学前教育人口の割合については2002年の数値である。
 4 日本、アメリカ合衆国及びイギリスの()内の数値は、パートタイム学生を含めた数値である。

出典 文部科学省「教育指標の国際比較」(平成19年版)

教員数

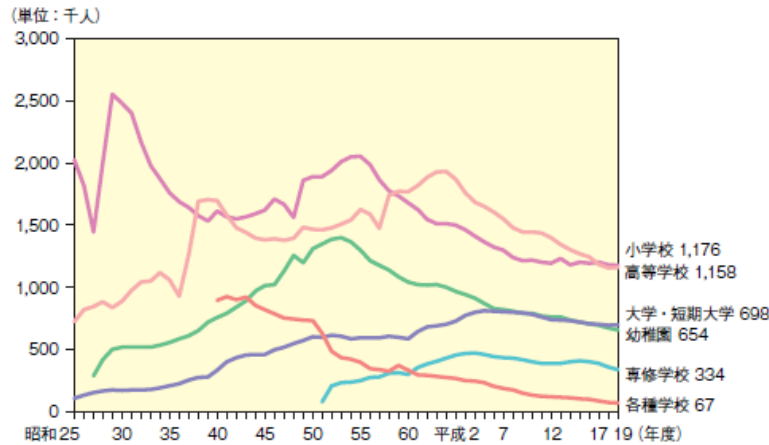


区分	(単位:人)													
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	盲学校	聾学校	養護学校	特別支援学校	高等専門学校	短期大学	大学	専修学校	各種学校
昭和25年度	8,028	305,520	182,008	82,932	...	1,168	1,791	15	2,124	11,534	...	15,291
35	31,330	360,660	205,988	131,719	...	2,055	3,501	534	6,394	44,434	...	36,688
45	66,579	367,941	224,546	202,440	...	2,682	4,337	5,310	...	3,245	15,320	76,275	...	48,175
55	100,958	467,953	251,279	243,592	...	3,363	4,755	25,373	...	3,721	16,372	102,989	20,211	26,478
平成2年度	100,932	444,218	286,065	286,006	...	3,381	4,605	36,812	...	4,003	20,489	123,838	31,773	19,312
7	102,992	430,958	271,020	281,117	...	3,528	4,830	43,555	...	4,306	20,702	137,464	36,433	16,304
12	106,067	407,598	257,605	269,027	124	3,459	4,877	49,211	...	4,459	16,752	150,563	37,656	13,412
15	108,822	413,890	252,050	258,537	380	3,401	4,915	52,778	...	4,474	13,534	156,155	39,764	11,736
16	109,806	414,908	249,794	255,605	470	3,409	4,935	53,912	...	4,473	12,740	158,770	40,663	11,267
17	110,393	416,833	248,694	251,408	560	3,383	4,974	55,275	...	4,469	11,960	161,690	41,776	11,045
18	110,807	417,858	248,280	247,804	818	3,323	4,908	56,826	...	4,471	11,278	164,473	42,171	10,401
19	111,239	418,246	249,645	243,953	1,148	66,807	4,453	11,022	167,636	42,103	10,228
(男)	6,943	155,859	146,282	175,360	790	27,813	4,186	5,682	137,113	20,717	6,227
(女)	104,296	262,387	103,363	68,593	358	38,994	267	5,340	30,523	21,386	4,001
(国立)	339	1,776	1,652	559	141	1,479	3,950	-	60,991	148	-
(公立)	25,016	412,509	233,985	184,162	549	65,061	332	941	11,786	2,828	60
(私立)	85,884	3,961	14,008	59,232	458	267	171	10,081	94,859	39,127	10,168

- 注) 1 本務教員数。
 2 昭和45年度の合計には、国立養護教諭養成所75人を含む。
 3 盲学校・聾学校・養護学校は、平成19年4月1日より特別支援学校に一本化されている。

文部科学省「学校基本調査」より作成

入学者数



区分	(単位:人)										
	幼稚園	小学校	高等学校	高等専門学校	短期大学	大学	大学院			専修学校	各種学校
							修士課程	博士課程	専門職学位課程		
昭和25年度	183,052	2,026,613	722,736	...	12,646	91,472
35	555,356	1,760,960	1,060,423	...	42,318	162,922	3,460	2,223
45	1,011,640	1,621,635	1,381,998	10,318	126,659	333,037	12,357	3,336	818,433
55	1,299,741	2,055,669	1,628,069	9,729	178,215	412,437	16,844	4,669	...	245,849	394,792
平成2年度	968,422	1,501,786	1,871,333	11,127	235,195	492,340	30,733	7,813	...	454,122	263,058
7	818,048	1,300,033	1,551,685	11,313	232,741	568,576	53,842	13,074	...	431,795	185,723
12	759,342	1,192,258	1,400,228	11,225	141,491	599,655	70,336	17,023	...	386,471	117,098
15	718,307	1,201,425	1,268,027	11,335	113,029	604,785	75,698	18,232	572	407,239	102,796
16	703,883	1,191,708	1,242,591	11,572	106,204	598,331	76,749	17,944	7,231	400,035	95,622
17	692,013	1,199,756	1,183,689	11,345	99,431	603,760	77,557	17,553	5,969	386,836	84,048
18	671,531	1,181,519	1,157,291	11,330	90,740	603,054	77,851	17,131	8,899	358,241	71,540
19	653,656	1,176,236	1,158,117	11,112	84,596	613,613	77,451	16,926	9,059	334,417	67,109
(男)	330,881	602,695	588,148	9,348	9,154	355,847	54,373	11,738	6,573	157,396	37,117
(女)	322,775	573,541	569,969	1,764	75,442	257,766	23,078	5,188	2,486	177,021	29,992
(国立)	2,719	7,736	2,947	10,142	-	102,455	44,795	11,310	2,657	391	-
(公立)	163,296	1,155,400	806,397	567	4,724	26,967	4,505	1,154	274	10,676	661
(私立)	487,641	13,100	348,773	403	79,872	484,191	28,151	4,462	6,128	323,350	66,448

- 注) 小学校は第1学年児童数。高等学校、短期大学は本科入学者。大学は学部入学者。大学院の昭和50年以降については、修士課程は修士課程、博士前期課程及び一貫制博士課程(医歯学を除く。)への入学者、博士課程は博士後期課程、一貫制博士課程(医歯学)への入学者。専修学校、各種学校は各年4月1日から同年5月1日までの入学者(入学後5月1日までの退学者を除く)。

文部科学省「学校基本調査」より作成

各国のGDP、一般政府総支出の対GDP比、 一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合

■各国のGDP(2004年(平成16年))

日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
492兆円	1,527兆円	242兆円	241兆円	329兆円

■一般政府総支出の対GDP比(2004年(平成16年))

日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
37.2%	36.4%	43.3%	53.2%	47.2%

■一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合(2004年(平成16年))

日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
9.8%	14.4%	11.7%	10.9%	9.8%

注) ここでいう「一般政府総支出」は、国と地方の予算の合算であるとともに、国の予算については一般会計予算のみではなく、特別会計予算などの予算の一部も含んでおり、183兆円となっている。

OECD「図表でみる教育～OECDインディケーター2007」より作成

教育投資における公財政支出の対GDP比の現状

○全教育段階 ※社会教育費については含まれていない

日本	OECD平均	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
3.5%	5.0%	5.1%	5.0%	5.7%	4.3%

⇒GDP3.5%の規模は約17.2兆円

○就学前教育段階

日本	OECD平均	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
0.1%	0.4%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%

⇒GDP0.1%の規模は約0.5兆円

○初等中等教育段階

日本	OECD平均	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
2.7%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	2.8%

⇒GDP2.7%の規模は約13.3兆円

○高等教育段階

日本	OECD平均	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
0.5%	1.0%	1.0%	0.8%	1.2%	1.0%

⇒GDP0.5%の規模は約2.5兆円

OECD「図表でみる教育～OECDインディケーター2007」より作成

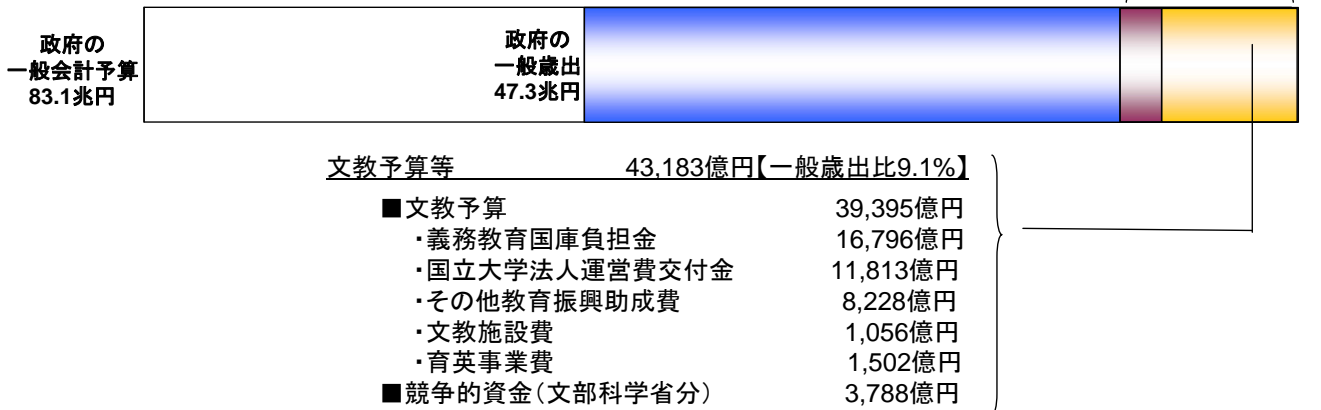
一人あたりの公財政支出及び公私負担割合の現状

○就学前教育段階 (ドル)				○初等中等教育段階 (ドル)				○高等教育段階 (ドル)			
	公財政支出	私費負担	合計		公財政支出	私費負担	合計		公財政支出	私費負担	合計
日本	1,973 (50.0%)	1,973 (50.0%)	3,945	日本	6,487 (91.3%)	618 (8.7%)	7,105	日本	5,024 (41.2%)	7,169 (58.8%)	12,193
OECD平均	3,793 (80.0%)	948 (20.0%)	4,741	OECD平均	6,066 (91.8%)	548 (8.3%)	6,608	OECD平均	8,403 (75.7%)	2,697 (24.3%)	11,100
アメリカ	5,954 (75.4%)	1,942 (24.6%)	7,896	アメリカ	8,553 (91.3%)	815 (8.7%)	9,368	アメリカ	7,957 (35.4%)	14,519 (64.6%)	22,476
イギリス	7,520 (94.9%)	404 (5.1%)	7,924	イギリス	5,764 (86.6%)	892 (13.4%)	6,656	イギリス	7,993 (69.6%)	3,491 (30.4%)	11,484
フランス	4,731 (95.8%)	207 (4.2%)	4,938	フランス	6,732 (92.7%)	530 (7.3%)	7,262	フランス	8,950 (83.9%)	1,718 (16.1%)	10,668
ドイツ	3,941 (71.8%)	1,548 (28.2%)	5,489	ドイツ	5,719 (81.9%)	1,264 (18.1%)	6,983	ドイツ	10,588 (86.4%)	1,667 (13.6%)	12,255

OECD「図表でみる教育～OECDインディケーター2007」より作成

国及び地方財政に占める教育関係費の状況

○国の財政の構成(平成20年度)



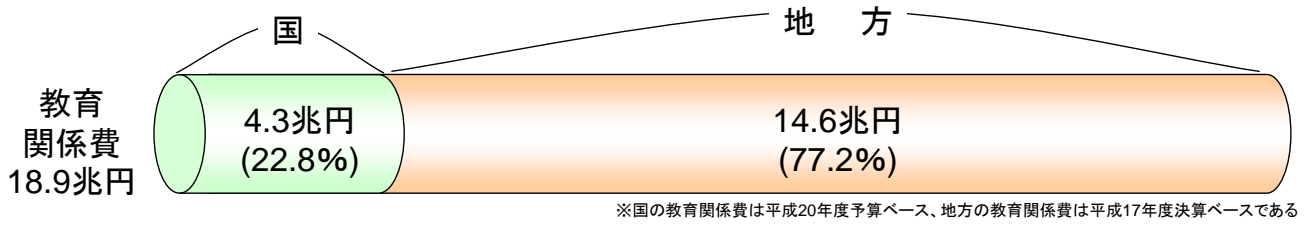
○地方財政の構成(平成17年度)



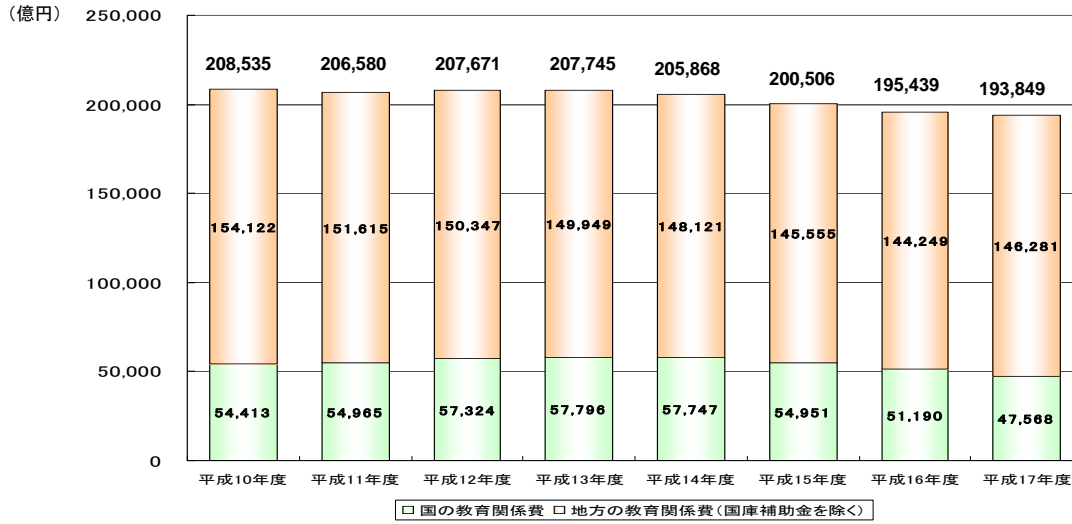
国の財政は文部科学省調べ、地方財政は総務省「平成19年版地方財政白書」、文部科学省「平成18年度地方教育費調査報告書」より作成

教育財政全体に占める国の教育関係費と地方の教育関係費の状況

○国と地方の教育関係費の割合(イメージ)



○国と地方の教育関係費全体額の推移



文部科学省「平成18年度地方教育費調査報告書」より作成

教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－
(平成12年12月22日)(抄)

5. 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を

教育改革を着実に実行するには、教育改革に関する基本的な方向を明らかにするとともに、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術基本計画や男女共同参画基本計画のように、教育振興基本計画を策定する必要がある。

基本計画では、教育改革の推進に関する方針などの基本的方向を示すとともに、具体的な項目を挙げ、それぞれにつき、整備・改善の目標や具体的な実施方策についての計画を策定する。具体的な項目としては、例えば、①人間性豊かな日本人の育成の視点からは、生涯学習、社会教育、幼児教育、家庭教育、体験学習、学校での奉仕活動、芸術・文化教育、スポーツなど、②創造性に富む人間やリーダー育成の視点からは、中高一貫校、大学の施設等の教育・研究基盤整備、プロフェッショナル・スクールや研究者養成型などの大学院整備、若手研究者及び研究支援者の養成・確保、科学研究費、奨学金、私学振興助成など、③新しい学校づくりの視点からは、IT教育、英語教育、環境教育、健康教育、障害のある子どものための教育、科学教育及び職業教育、公立学校の教職員配置、教員の研修、公立学校の施設整備、私学振興助成など、④グローバル化に対応した教育の視点からは、海外子女教育、学生・生徒・教員など教育のあらゆる分野の国際交流、留学生支援などが考えられる。

過去の教育改革においても、「教育は社会の基盤」「最も基本的社会資本である教育・研究に積極的に投資すべき」と幾度となく言われてきた。少子化が急激に進展し、21世紀は知識社会と言われる中、教育への投資を国家戦略として真剣に考えなければならない。

教育への投資を惜しんでは、改革は実行できない。教育改革を実行するための財政支出の充実が必要であり、目標となる指標の設定も考えるべきである。この場合、重要なことは、旧態依然とした組織や効果の上がっていない施策をそのまま放置して、貴重な税金をつぎ込むべきではないということである。計画の作成段階及び実施後に厳格な評価を実施し、評価に基づき削るべきは削り、改革に積極的なところへより多くの財政支援が行われるようにする。さらに、納税者に対して、教育改革のために税金がどのように使われ、どのように成果が上がっているのかについて、積極的に情報を公開するようにする。

6. 新しい時代にふさわしい教育基本法を

【略】

第三は、これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定することである。この観点からは、教育に対する行財政措置を飛躍的に改善するため、他の多くの基本法と同様、教育振興基本計画策定に関する規定を設けることが必要である。

これら三つの観点は、新しい時代の教育基本法を考える際の観点として重要なものであり、今後、教育基本法の見直しを議論する上において欠かすことのできないものであると考える。

【以下、略】

の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育

に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。

この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第二十号）

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によつて築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

- 第一章 教育の目的及び理念（第一条―第四条）
 - 第二章 教育の実施に関する基本（第五条―第十五条）
 - 第三章 教育行政（第十六条・第十七条）
 - 第四章 法令の制定（第十八条）
- 附則

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。